○大府市公共汚水ます設置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の公共下水道事業における排水設備の整備促進及び円滑な維持管理を図るため、汚水を排除すべき公共下水道のます(以下「公共汚水ます」という。) 及び取付管の設置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置場所)

- 第2条 公共汚水ますは、原則として、宅地等の敷地内に設置し、公道等の境界線(建築 基準法(昭和25年法律第201号)第42条第2項に規定する道路においては、道路 後退線)から0.8メートル以内とする。ただし、下水道事業の管理者の権限を行う市 長(以下単に「市長」という。)がやむを得ないと認めたときは、当該境界線から2メ ートル以内の地点とすることができる。
- 2 公共汚水ますの深さは、原則として70センチメートルとする。 (設置個数)
- 第3条 公共汚水ますの設置個数は、1宅地につき1個とする。ただし、同一者が所有し、又は同一世帯員が所有している土地は、隣接する筆地をまとめてこれを1宅地とみなす。
- 2 前項の規定にかかわらず、1宅地の敷地面積が500平方メートルを超える場合は、 市長が必要と認めるときに限り、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、当該右欄に掲げる 個数を設置することができる。

1	宅	地	Ø	敷	地	面	積	設置個数	
500平方	メート	ルを超	え 1,0	000平力	デメート	ル以 -	下のもの	2	個
1,000平方	メート	ルを超	え 1,5	500平力	デメート	·ル以 ⁻	下のもの	3	個
1,500平方	メート	ルを超	え 2,0	000平力	デメート	·ル以 ⁻	下のもの	4	個
2,000平方	メート	ルを超	えるも	, の				5	個

(構造)

- 第4条 公共汚水ます及び取付管の構造は、原則として次のとおりとするものとする。
 - (1) 最小管径は100ミリメートルとし、勾配は20パーミル以上であること。
 - (2) 取付管と本管との接続は、管頂接続とすること。
 - (3) マンホールに取付管を接続しないこと。

(申請等)

第5条 公共汚水ますを必要とする者は、公共汚水ます設置申請書(第1号様式。以下

「申請書」という。)を市長に提出するものとする。

2 他人の土地に公共汚水ますを設置しなければ汚水を公共下水道管に流入させることが 困難である者は、公共汚水ます設置工事承諾書(第2号様式)を前項の申請書に添付す るものとする。

(増設の要件)

- 第6条 公共汚水ますは、次の各号のいずれかに該当する場合は、第3条第2項に規定する設置個数まで、増設を認めることができる。
 - (1) 土地利用形態の変更により、既設公共汚水ますに接続することが不可能な場合
 - (2) 建築物等の増改築又は新築に伴い、汚水を既設公共汚水ますに接続することが不可能な場合
 - (3) 前2号に定める場合のほか、市長が増設をやむを得ないと認めるとき。 (増設等の申請)
- 第7条 公共汚水ますを増設又は変更しようとする者は、公共汚水ます増設・変更申請書 (第3号様式)を市長に提出するものとする。
- 2 第4条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

(費用負担)

- 第8条 公共汚水ますの設置等に要する費用は、市の負担とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、土地所有者等の負担とする。
 - (1) 公共下水道供用開始区域外の場合
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条に規定する開発行為のうち区画の変更を行う場合
 - (3) 公共汚水ますが撤去されている場合
 - (4) 下水道供用開始後の分筆により公共汚水ますが未設置となった場合
 - (5) 既設の公共汚水ますを改造し、又は撤去する場合
- 2 第6条第3号に該当する場合の費用負担は、その都度市長が定めるものとする。 (維持管理等)
- 第9条 宅地等の敷地内に設置される公共汚水ますの所有権は本市に帰属し、当該土地の 使用期間はこれらの施設の存続期間とし、かつ、使用料は無料とする。
- 2 公共汚水ますの維持管理は、市が行うものとする。ただし、使用者又は第三者の責に 帰すべき理由により公共汚水ます等の機能に支障が生じたときは、使用者又は当該第三 者の責任において取替え又は補修しなければならない。
- 3 公共汚水ますに対して市の行う点検、取替え、修繕等に支障となる施設、工作物その 他の物件を設けてはならないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのないものについては、その都度市長が定めるものとする。

附即

この要綱は、昭和63年2月1日から施行する。

附則

- この要綱は、平成9年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

注)

- 1 最寄りの公道、通路や玄関、台所、浴室、便所等の位置と公共汚水ますの設置 位置を記入してください。
- 2 上の案内図に記入できないときは、別図を添付してください。
- 3 申請者は、建築物等の敷地である土地にあっては当該建物等の所有者、建築物等の敷地でない土地にあっては当該土地の所有者に限ります。
- 4 申請者が土地所有者でない場合は、土地所有者の確認の印を押してください。

	公县	共汚水ます設置工事承諾書	年	月	3
大府市下才 大府市長	×道事業	殿 住 所			
		(甲) 土地の所有者 氏 名 (TEL		F)	:p
		住 所 上記土地の権利者 氏 名		,	印
		(TEL 住 所)	,-
		(乙) 申 請 者 氏 名			
		(TEL)	
使用する公共 土 地 の 表 示	共汚水ます等を 大府市	を設置することに対して、異議はなく、	承諾	します。	
(公図)					
設					
置					
位					
置					
1 1					
図					
図					

J	大府市下水道 大府市長 大府市公共汽			殿	申請為	氏 名 (TEL	年づき申請しま	月) す。	日	
設置	町名・地番	地	積	土地所有	者の住	折・氏名	居住者人数	便原	折の種	種類
			m²					浄	化	槽
(変更)位置						印		汲	取	り
増設理	设(変更) 由									
設置(変 更)位置案内図										
	公共汚	水ま	: す	設 置 業	者					
注)										

- 1 最寄りの公道、通路や玄関、台所、浴室、便所等の位置と公共汚水ますの設置 位置を記入してください。
- 2 上の案内図に記入できないときは、別図を添付してください。
- 3 申請者は、建築物等の敷地である土地にあっては当該建物等の所有者、建築物等の敷地でない土地にあっては当該土地の所有者に限ります。
- 4 申請者が土地所有者でない場合は、土地所有者の確認の印を押してください。